

| |
|---------------------------------|
| 令和4年12月19日(月) |
| 総務課秘書人事係 担当 本山、新井 内線 4521 |
| 学校人事課管理係 担当 堀口、茂木 内線 4606 |

「群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」の概要

総務課

1. 改正の概要

令和4年第3回前期定例県議会で定年引上げに係る条例改正が行われたことに伴い、関係する規則を改正するもの。

2. 改正内容

県立学校に置く学校事務職について、下表右欄のとおり60歳以後に任じられる職を新設する。

| 60歳まで職名 | 60歳以後職名 |
|-------------|-------------|
| ポスト事務長対象 | ポスト事務長対象外 |
| 事務長（主監） | ※ |
| 事務長（次長） | ※ |
| 事務長（補佐（総括）） | 専門員（補佐（総括）） |
| 事務長（補佐） | 専門員（補佐） |
| 事務長（係長（総括）） | 専門員（係長（総括）） |
| 事務長（係長） | 専門員（係長） |

※ 事務長（主監）及び事務長（次長）は60歳以後管理監督職勤務上限年齢制の対象となるので、60歳以後の職は新設しない。

県立学校におけるポスト事務長には、上表左欄の職にある者が充てられる。

組織の新陳代謝を維持するため、60歳以後は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職にある者とならない職にある者の両者とも、ポスト事務長ではなく一般の事務職員として勤務する運用を想定している。

一般の事務職員として勤務するにあたり、同じ学校にポスト事務長対象職にある者が複数在籍することを避けるため、上表右欄のとおり、「事務長」の箇所を「専門員」に置き換えた職を設けるものである。ただし、規則に規定する職務内容に関しては、対応する60歳までの職と同様とする。

3. 施行期日

- 令和5年4月1日